

新型コロナウイルス感染症への対応、2020年10月31日まで本社機能の原則在宅勤務を延長

「感染症予防行動の遵守・在宅勤務（テレワーク）の推奨」

期間：2020年3月3日（火）～10月31日（土）

株式会社リアルゲート(本社：東京都港区、代表取締役社長：平沼健)は、新型コロナウイルスの感染拡大および第2波感染の抑制をするために、「新型コロナウイルス感染症への対応」について以下のことを更新し引き続き実施します。

□ 本制度更新の背景

当社では、2020年5月25日に首都圏における政府発令の緊急事態宣言の解除が発表されましたが、弊社は第2波への抑制を勘案し引き続き緊急事態宣言期間中と同様に「新型コロナウイルス感染症対策への対応ガイドライン」をもとに以下の事項を実施します。

□ 新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインの詳細

1-1. 感染症予防行動の遵守

- 1) 通勤時および風邪症状がある際は、マスクを着用する。
- 2) 出勤時ならびに帰宅時や外出先から戻った際は、手洗い・うがい・手指消毒を習慣化する。

1-2. 原則在宅勤務の推奨

- 1) 新型コロナウイルス感染の対策として、在宅勤務を適用し、本社に出勤する社員を原則在宅勤務とする。
- 2) 社内・社外との打ち合わせが必要な場合は、電話・Web会議システムの利用を推奨とする。

本制度の対象者は、本社に出勤する社員とする。

(但し、派遣などで勤務する社員は現場内の制度の状況に応じて適用し、業務上適さない社員は適用外とする。)

2-1. 新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合

強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状、味覚症状がある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」（※1）に連絡した上で指定医療機関（※2）を受診する。新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、速やかに医師の診断に基づいた措置をとり、治療・回復に努めるとともに、医師より入社許可が出るまでは自宅待機とする。また、管理部への連絡及び、直属の上司に速やかに報告を行う。

2-2. 新型コロナウイルスに罹患した人と濃厚接触をした場合

症状の有無に関わらず、2 週間は自宅待機とし、業務が可能であれば在宅勤務を行う。

また同居家族が罹患した場合は、出社禁止として 2 週間自宅待機とする。その間勤務ができる状態であれば上長と相談の上、在宅勤務を行う。

3. その他

- 1) 海外から帰国した社員は原則 2 週間出社禁止とする。(上司と相談の上、勤務が可能な場合は在宅勤務を行う)
- 2) 明らかに海外から日本へ渡航されたお客様と会う場合は、入国後 2 週間経過しているか確認の上、会うこと。
- 3) 日本からの出張は以下の通りとする。
 - ①国内・海外出張は、原則禁止とする。
(但し、業務上、必要不可欠なものについては、直属の上司と相談する。)
- 4) 本連絡は当面は有効とする。
- 5) 多くの人が集まる場所(クラスター化するような場所)への参加は自粛する。政府および各都道府県の要請に協力するとともに外出時はマスクの着用や頻繁な手洗いがいを行う。

参考情報

※1) 全国保健所一覧

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2153-hcl/2401-phc-index.html>

※2) 感染症指定医療機関の指定状況(第 2 種)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html> 感染症指定医療機関の指定状況(第

1 種以上)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html>

«本件に関するお問い合わせ先»

株式会社リアルゲート 管理部 E-Mail : kanri_info@realgate.co.jp